



アルコール/薬物の影響下にある旅客 (Intoxicated Passengers) の搭乗

世界中の航空機内で迷惑行為が増加していることを受けて、IFALPA から表題に関する考え方を記した Position Paper が発行されましたので、邦訳して皆様にご紹介します。

表題にある「Intoxicated」とは、アルコールもしくは薬物、またはその両方によって身体又は精神が衰弱した状態を指します。



POSITION PAPER

23POS05

13 March 2023

アルコール/薬物の影響下にある旅客の搭乗

注

この文中で使用される「Intoxicated」とは、アルコールもしくは薬物、またはその両方によって身体又は精神が衰弱した状態を指します。

なお、Unruly Passenger 全般に対する IFALPA の考え方については、[23POS06 - Unruly Passengers](#) を参照して下さい。

背景

薬物/アルコールの影響下にある旅客の搭乗に関する問題を改めて浮き彫りにした二つの事象が、立て続けに 2 件発生しました。

1 件目は 2022 年 5 月 16 日、カナリア諸島のグランカナリア空港(スペイン)からニューカッスル空港(イギリス)へ向かっていた航空機が、粗暴旅客を降機させるためにポルト空港(ポルトガル)へのダイバートを余儀なくされました。2 件目はその翌日、マンチェスター空港(イギリス)発ファロ空港(ポルトガル)行きの航空機が、5 人の飲酒旅客によって機内の安全が脅かされたとして、ナント空港(フランス)へダイバートしました。

現状

2017年のIATAによる統計では、機内迷惑行為に関する発生要因の上位3項目は、「安全に関する規程に従わない」(49%)、「アルコールなどの摂取」(27%)、「喫煙に関する規程に従わない」(24%)となっています。

多くの航空会社がアルコール/薬物の影響下にある旅客に対して、「毅然たる対応 (Zero-Tolerance Approach)」を取る方針を掲げ、起因する迷惑行為によって生じた損害、特にダイバートとなった場合には、法的措置を講じています。ダイバートに係る費用は航空機の大きさやダイバート先によるものの、何万ユーロにも及ぶことが予想されます。

こうした背景として、デジタル化や自動化が進んだことから、オンラインチェックインやセルフチェックイン、セルフボーディングゲートなど、航空機へ搭乗するまでに搭乗旅客が航空会社職員と関わる機会が減少していることが挙げられます。

航空機内や空港内のレストラン・売店におけるアルコール販売は、様々な関係者に対して多くの利益をもたらしています。また多くの旅客は、旅の楽しみとして、機内でアルコールが提供されることを望んでいます。その一方で、宗教上の理由により、アルコールの提供を実施していない航空会社も存在します。

ICAO第9附属書 (Facilitation) の記述内容

- 6.44 各締約国は、機内迷惑行為の抑止や防止を目的として、旅客に対して空港施設や航空機内における迷惑、粗暴行為は許されるものではないこと、また法的な措置が講じられる可能性について周知するべきである。
- 6.45 各締約国は、機内での迷惑行為を特定化し、対処する方法に関する訓練を関係者が受講出来るような施策を取らなければならない。

分析

旅客が、機内において安全や保安に関する規定を遵守するかどうかを判断するのは難しいですが、搭乗前に、飲酒又はアルコールや薬物を摂取している旅客かどうかを判別することで、機内での迷惑行為を大きく減少させることが出来ます。

航空会社職員や空港職員(バーや売店などの店員を含む)による旅客との対応方法や、迷惑旅客がもたらすリスク(影響)に関する訓練や意識向上を図る活動を学ぶこと(いわゆる Safety Culture)が、搭乗前にアルコールや薬物の影響下にある旅客を判別することに役立ちます。ただ、こうした取り組みも自動化によって人との接触機会が減少していることは、最も重要な機会を失わせていると言えるでしょう。

アルコールや薬物の影響下にある旅客が事前に判別できなかった場合や、気づかれることなく搭乗してしまった場合、或いは飛行が開始された場合において、客室乗務員が適切な対応を実施することが求められます。酩酊状態や中毒状態である、またはそれが予想される旅客に対して、アルコールの提供を制限するなどの措置を取る必要があります。

僅かでもその疑義が生じた場合、客室乗務員はアルコール類の提供を拒まなくてはなりません。ICAO Document 8973 でも推奨している通り、機長の裁量や安全に対する予想しうるリスクを考慮したうえで、客室乗務員は必要に応じて旅客から(免税品として購入したものを含む)アルコール類を回収し、降機するまでその旅客を監視する必要があるでしょう。

見解

旅客搭乗前に実施されている様々な施策によって、アルコールや薬物の影響下にある旅客の搭乗を防止し、問題を乗務員に委ねることが無いようにする施策が、旅客搭乗前に既に実施されていると、IFALPA は考えています。(バーや売店の店員を含む)全ての空港職員に対して適切な保安文化(Security Culture)を構築することが、航空会社職員と旅客の接触機会減少への対抗策となり、アルコールや薬物の影響下にある旅客の早期発見に繋がると考えています。

アルコールや薬物の影響下にある旅客は、航空機への搭乗を許可されるべきではありません。フライト前或いはフライト中における多量のアルコール摂取は許されるべきではなく、機内でのアルコール摂取は客室乗務員から提供されたものに限るべきです。そして、こうした方針は旅客に対して明確に周知する必要があります。機内迷惑行為を起こしそうな旅客に対して、アルコール飲料の提供を実施してはなりません。さらに、機内における薬物摂取は、医療目的のものに限られるべきです。

IFALPA は、モントリオール条約 2014(MP14) 第 15 条項に記載されている、航空機内における犯罪行為に関する条約改正の推進などの法的側面を含め、この問題に対する全ての施策を強く支持します。

以上